

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
1	IV 市民の定義	足立区	第一章 総則	—	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものをいう。 (2) 参画 区民が政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に参加し、政策の決定にかかわることをいう。 (3) 協働 区民及び区が、それぞれに果たすべき責務と役割を自覚しながら、対等の立場で相互に補
2	II 市民の責務	足立区	第一章 総則	—	(区民の権利及び責務) 第3条 区民は、自治の主体として、区政運営に参画する権利並びに区が保有する情報の公開及び提供を受ける権利を有する。 2 区民は、区政に参画するにあたっては、自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 3 区民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する区民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。
4	I 市民参加 3(2)市民参加の対象と手法の範囲	足立区	第5章 参画と協働		(区民意見表明制度(パブリックコメント)) 第10条 区は、重要な政策及び計画の策定にあたり、事前にその案を公表し、区民が意見を述べる機会を設け、当該意見に対する区の考え方を公表する区民意見表明制度(パブリックコメント)の手続を実施しなければならない。
5	V 住民投票制度	足立区	第5章 参画と協働		(住民投票) 第11条 区長は、区の存立にかかわること並びに区民の生命、身体及び財産に著しい影響があることその他の区政の重要事項について、区民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票を実施することができる。 2 前項の場合において、住民投票の実施について必要な事項は、別に条例で定める。
6	I 市民参加 3(3)意見に対する行政の対応	足立区	第6章 区政運営	—	(区民からの意見及び要望) 第18条 区は、区政に対する区民の信頼を確保するため、区民からの意見及び要望を迅速かつ誠実に処理しなければならない。

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
7	I 市民参加 3(2)市民参加の対象と手法の範囲	中野区	第3章 区民の参加		<p>(区民参加の手續等)</p> <p>第14条 行政運営への区民の参加の手續は、行政活動の内容、性質及び重要性に応じ、個別意見の提出、意見交換会、パブリック・コメント手續等の執行機関の定める適切な形態及び方法によるものとする。この場合において、次に掲げる事項の決定については、原則として、意見交換会及びパブリック・コメント手續を経るものとする。</p> <p>(1) 区の基本構想及び宣言等の策定又は改廃</p> <p>(2) 基本計画及び個別計画の策定又は改廃</p> <p>(3) 次に掲げる事項に関する条例の制定若しくは廃止又は当該事項に係る改正の案の策定</p> <p>ア 区政運営に関する基本的な方針を定めることを内容とするもの</p> <p>イ 広く区民に義務を課し、又は権利を制限するもの</p> <p>(4) 広く公共の用に供される大規模施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更</p> <p>2 執行機関は、区民の参加により示された意見を踏まえ、区民の総意又は合意点を見極めるものとする。</p>
8	V 住民投票制度	中野区	第3章 区民の参加		<p>(住民投票)</p> <p>第15条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て制定された、事案ごとに住民投票を規定した条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
9	V 住民投票制度	中野区	第3章 区民の参加		<p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第16条 区民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を区長に請求することができる。</p> <p>2 区議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の区議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として区議会に提出することにより住民投票を発議することができる。</p>
10	III 協働 3(1)協働の明示的な規定	文京区	第1章 総則	—	<p>(定義)</p> <p>第2条 八 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。</p>
11	III 協働 3(1)協働の明示的な規定	文京区	前文 第2章 自治の理念と基本原則	第1節 自治の理念	<p>地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとすることが大切と考えます。</p> <p>(協働・協治)</p> <p>第3条 各主体は、協働・協治の考え方にに基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。</p>

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
12	I 市民参加 3(3) 意見に対する行政 の対応	文京区	第7章 協働・ 協治の推進	第3節 意 思の表明	(区民等の意見表明) 第38条 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができる。 2 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見を聴取し、その意見に対する考え方を公表しなければならない。
13	V 住民投 票制度	文京区	第7章 協働・ 協治の推進	第3節 意 思の表明	(住民投票) 第39条 区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。 2 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。
14	I 市民参加 3(1) 市民参 加の明示的 な規定	杉並区	第9章 参画及 び協働		(参画及び協働の原則) 第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。 2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。
15	V 住民投 票制度	杉並区	第9章 参画及 び協働		(住民投票) 第26条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
16	V 住民投 票制度	杉並区	第9章 参画及 び協働		(住民投票の請求及び発議) 第27条 区に住所を有する年齢満十八年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。 2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。 3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 第一項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
17	I 市民参加 3(3) 意見に対する行政 の対応	杉並区	第9章 参画及 び協働		(政策等に係る区民等の意見提出手續) 第28条 区は、区民等の区政への参画及び協働を推進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民自治の更なる発展及び区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
18	IV 市民の定義	豊島区	第1章 総則	—	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。 (2) 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。 (3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。 (4) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。 (5) 区 区議会及び区長等をいう。
19	I 市民参加 3(3) 意見に対する行政の対応	豊島区	第3章 コミュニティ		(まちづくりに関する提案等) 第13条 区民は、地域の共通課題について共に考え、合意形成を図るための自主的な協議に自発的な意思に基づき参加することができる。 2 区民は、前項の協議を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区長に提案することができる。 3 区長は、前項の提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない
20	I 市民参加 3(3) 意見に対する行政の対応	豊島区	第4章 区政への参加、協働	第1節 情報の共有等	(応答責任) 第17条 区長等は、区民から区政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに答えなければならない。
21	I 市民参加 3(2)市民参加の対象と手法の範囲	豊島区	第4章 区政への参加、協働 区政への参加、協働	第2節 区民参加	(審議会等の委員の公募) 第22条 区長等は、法令、条例等により審議会等を設置する場合は、委員の一部又は全部を区民から公募しなければならない。ただし、審議会等の議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれる場合その他委員を区民から公募することが適当でない認められる場合は、この限りでない。
22	I 市民参加 3(2)市民参加の対象と手法の範囲	豊島区	第4章 区政への参加、協働 区政への参加、協働	第2節 区民参加	(パブリックコメント) 第23条 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を決定する場合に、事前に区長等の案を公表し、区民の意見を聴くとともに、提出された区民の意見に対する区長等の考え方を公表しなければならない。
23	V 住民投票制度について	豊島区	第4章 区政への参加、協働 区政への参加、協働	第2節 区民参加	(住民投票) 第24条 区は、区政に重大な影響を有する事項について、住民投票制度を設けることができる。 2 区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定める。

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
24	I 市民参加 3(2)市民参加の対象と 手法の範囲	清瀬市	第3章 市民参 画の原則		(基本構想等への参画) 第8条 市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画(以下「計画」という。)の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。 1. 計画策定に関する情報を事前に公表する。 2. 市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。 3. 策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める。【パブコメ】 4. 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。
25	I 市民参加 3(2)市民参加の対象と 手法の範囲	清瀬市	第3章 市民参 画の原則		(附属機関の構成等) 第10条 市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等(以下「附属機関」という。)の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。 2 公募の委員は、男女同数を原則とする。 3 附属機関の会議は、公開を原則とする。
26	II 市民の 責務について	久喜市	第3章 市民の 権利と責務	—	(市民の責務) 第5条 市民は、基本原則で定める豊かな地域社会を形成するため、市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
27	I 市民参加 3(3)意見に 対する行政 の対応	久喜市	第5章 市長等 の責務	—	(市の執行機関の責務) 第9条 市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、次に掲げる責務を有する。 (1) 計画的で効果的な行政運営を行い、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。 (2) 市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めること。 (3) 社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編成に努めること。
28	I 市民参加 3(3)意見に 対する行政 の対応	久喜市	第6章 市政運 営	—	(意見、要望、提言、苦情等への対応) 第14条 市の執行機関は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対して、公共の視点から公正かつ誠実に対応するよう努めなければならない。

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
29	I 市民参加 3(2)市民参加の対象と 手法の範囲	久喜市	第9章 参加と 協働の推進		(市民の市政への参画) 第23条 市の執行機関は、別に条例で定めるところにより、市民が市政に参画できるようその機会の拡充に努めるものとする。 2 市の執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、別に条例で定めるところにより、適正に市民が参画できるよう努めなければならない。
30	V 住民投票制度について	久喜市	第9章 参加と 協働の推進		(住民投票) 第25条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。 2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。 3 住民投票の実施に関し、投票することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの
31	(1)③ 範囲	三鷹市	第1章 総則		(目的) 第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを
32	II 市民の 責務について	三鷹市	第2章 市民及び 市民自治	—	(地域における市民の権利、責務等) 第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。 2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。 3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。
33	II 市民の 責務について	三鷹市	第3章 市民及び 市民自治	—	(市政における市民の権利、責務等) 第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。 2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。 3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。
34	II 市民の 責務について	三鷹市	第4章 市民及び 市民自治	—	(事業者等の権利、責務等) 第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。 2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
35	I 市民参加 3(2)市民参加の対象と 手法の範囲	三鷹市	第5章 市政運 営		(パブリックコメント) 第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。
36	I 市民参加 3(2)市民参加の対象と 手法の範囲	三鷹市	第6章 参加及 び協働		(計画の策定過程等) 第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。 2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。
37	I 市民参加 3(2)市民参加の対象と 手法の範囲	三鷹市	第6章 参加及 び協働		(市民会議等の設置及び運営) 第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。 2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。 3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
38	V 住民投票制度について	三鷹市	第6章 参加及 び協働		(住民投票) 第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。
39	(1)① 協働の明示 的な規定	川崎市	第1章 総則	—	(定義) 第3条 (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
40	II 市民の責務について	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第1節 市民	(市民の権利) 第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。 (1) 市政に関する情報を知ること。 (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。 (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
41	II 市民の責務について	川崎市	第3章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第一節 市民	(市民の責務) 第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。 (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。 (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。 (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。 (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。
42	I 市民参加3(2)市民参加の対象と手法の範囲	川崎市	第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等	第2節 参加及び協働による自治運営	(審議会等の市民委員の公募) 第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。
43	I 市民参加3(2)市民参加の対象と手法の範囲	川崎市	第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等	第2節 参加及び協働による自治運営	(パブリックコメント手続) 第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。 2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。
44	V 住民投票制度について	川崎市	第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等	第2節 参加及び協働による自治運営	(住民投票制度) 第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。)をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。
45	II 市民の責務について	多摩市	第二章 基本原則	第二節 市民の役割	(市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。 2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。 3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。
46	II 市民の責務について	多摩市	第二章 基本原則	第二節 市民の役割	(市民の義務) 第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとします。 2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとし

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
47	I 市民参加 3(3) 意見に対する行政の対応	多摩市	第3章 情報の共有	—	(説明・応答責任) 第20条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければなりません。 2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。
48	I 市民参加 3(1) 市民参加の明示的な規定	多摩市	第4章 参画・協働	第1節 参画・協働	(参画・協働) 第21条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。 2 市の執行機関は、第5条第1項及び第2項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策
49	I 市民参加 3(1) 市民参加の明示的な規定	多摩市	第4章 参画・協働	第1節 参画・協働	(参画の保障) 第22条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。 2 市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよう、配慮します。
50	I 市民参加 3(2) 市民参加の対象と手法の範囲	多摩市	第4章 参画・協働	第2節 参画の形態	(参画の形態) 第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。 (1) 審議会、懇談会等への委員としての参画 (2) 公聴会等への参画 (3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画 (4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明 (5) アンケート調査等への意見表明 2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。
51	V 住民投票制度について	多摩市	第5章 住民投票		(住民投票) 第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。 3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。
52	V 住民投票制度について	多摩市	第5章 住民投票		(住民投票の発議・請求) 第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。 3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
53	I 市民参加 3(1) 市民参加の明示的な規定	大和市	第2章 自治の基本原則		(参加及び協働の原則) 第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。
54	II 市民の責務について	大和市	第3章 市民	第1節 市民	(市民の権利) 第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。 2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。 3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。
55	II 市民の責務について	大和市	第三章 市民	第一節 市民	(市民の責務) 第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。 2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
56	I 市民参加 3(3) 意見に対する行政の対応	大和市	第6章 行政運営の原則	第2節 執行機関	(説明責任) 第21条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。 2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。
57	V 住民投票制度について	大和市	第8章 住民投票		(住民投票) 第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
58	V 住民投票制度について	大和市	第8章 住民投票		(住民投票の請求等) 第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。